

改正前

三

總核計

救急医療機関の再編並にかかる費用と患者のお知らせ

当機構では地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、再編計画の認定を受けた医療機関に対して、優遇融資を実施しております。

（新卒資金及び増設床資金）	
主 任 職 員 条 件	感染症専門の医師
対象施設	（厚生労働省へ認可が決定した内閣府管轄に属する） （病院） 1.2% （有床診療所） 1.2% （診療科目中療科） 0.2%
貸付利率等 [※]	所収額の0.5%
償還期間（うち完済償還期）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）

養老給費の内容	
養老給費の内訳	
対象施設	(厚生労働省大臣指定の月間計帳に限定)
貸付利率	（総額）0.70% （有床診療所）0.70%
限度額	（病院）5億円 （有床診療所）3億円
償還期間（うち償還期間）	
10年以内（4年以内）	

※1 受取に在る自己負担分は、償還期間20年、年金受取後全額返還の予定
 ※2 受取開始後は権利行使は任意であるが償還義務は受取開始後3年以内
 ※3 利率は、借入利率（金融機関借付貸付利率）時の利率を適用します。
 ※4 停止される給付の環境に対してのご返還期限は、さらに優遇されたメニューがございます。
 ※5 償還期間は、令和元年3月31日までとなります。
 ※6 償還には国庫・府県・市町村（保証人不要制度あり）が対象となります。また、所定の書類あり、「市町にない場合は」条件により返還し得る場合があります。

[illegible]